下水道法による
特定施設の手引き

取 手 地 方 広 域 下 水 道 組 合

平成 30 年 1 月作成

令和 6 年 4 月 1 日改正

目次

	ページ
１　はじめに	2
２　特定施設及び特定事業場とは	2
（１）特定施設とは	2
（２）特定事業場とは	2
３　水質基準	3
４　特定施設に関する届出について	4
５　除害施設の設置について	5
６　特定事業場の義務について	6
（１）特定事業場の維持管理義務	6
（２）立入検査に応じる義務	6
（３）事故報告の義務	7
７　罰則	8
８　特定施設一覧	9
（１）水質汚濁防止法施行令別表第１に定める施設	9～17
（２）ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に定める施設	18～19
９　届出様式	20
（１）特定施設設置届出書	21
（２）特定施設使用届出書	22
（３）特定施設の構造等変更届出書	23
（４）氏名変更等届出書	24
（５）特定施設使用廃止届出書	25
（６）承継届出書	26
（７）期間短縮願書（設置）	27
（８）期間短縮願書（構造等変更）	28
（９）取下げ状	29
(10) 別紙 1～10（設置届出書、使用届出書、構造等変更に添付）	30～52

１　はじめに

工場・事業場からの排水には、人体又は生活環境に有害な物質を扱っている場合もあり、業種により様々な種類の物質が含まれています。そのなかには、下水処理場で処理できない物質もあり、下水道管を損傷したり、下水処理場の浄化機能を阻害したり、様々な悪影響を及ぼし、住民の生活環境をおびやかすことになりかねません。

例えば、油は冷えて固まると下水道管を詰まらせたり、強酸性の下水は下水管のコンクリートを腐食させたり、重金属、有害物質及び酸アルカリ類を含む下水は下水処理場において下水を処理する微生物の活動を低下させたりします。

そのため、下水道法（以下「法」という。）及び下水道法施行令（以下「令」という。）並びに取手地方広域下水道組合下水道条例（以下これらを「法令等」という。）では、工場・事業場に対して様々な規制や取り決めを規定しています。

事業者の皆様におかれましては、法令等並びに本書の内容を十分ご理解いただき、適正な届出、施設管理に努めていただきますようお願いいたします。

２　特定施設と特定事業場

（１）特定施設とは

工場や事業所等における製造工程や作業工程により、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含む汚水や廃水を排出する施設として、法第11条の2第2項（水質汚濁防止法施行令第1条関係別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法第1条関係別表第2）に定める施設をいいます。

※特定施設一覧（p9～p19を参照）

（２）特定事業場とは

特定施設を設置する工場や事業所等をいいます。また、特定施設を設置する者を特定施設設置者といいます。自社がこの特定事業場に該当するか、よく確認していただき、該当する場合には必要な届出をしていただきますようお願いします。

3　水質基準

特定事業場から公共下水道へ放流できる排水の水質については、法令等により、次の表のとおり基準が定められています。特定施設の改造又は除害施設の設置等により、放流水質が基準以下（水素イオン濃度にあっては数値範囲内）となるように制限してください。

項目	基準	項目	基準
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質	
		鉱油類含有量	5mg/L
水素イオン濃度(pH)	5.0～9.0	動植物油脂類含有量※2	30mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L	窒素含有量	240mg/L
浮遊物質量	600mg/L	りん含有量	32mg/L
温度	45 度	沃素消費量	220mg/L

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1、1、2-トリクロロエタン	0.06mg/L
シアン化合物	1mg/L	1、3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
有機燐化合物	1mg/L	チウラム	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
総水銀化合物	0.005mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	不検出	ほう素及びその化合物	10mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L	フッ素及びその化合物	8mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	**フェノール類※2**	**1mg/L**
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	1、4-ジオキサン	0.5mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	銅及びその化合物	3mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	亜鉛及びその化合物	2mg/L
1、2-ジクロロエタン	0.04mg/L	鉄及びその化合物	10mg/L
1、1-ジクロロエチレン	1mg/L	**マンガン及びその化合物※2**	**1mg/L**
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	**クロム及びその化合物※2**	**1mg/L**
1、1、1-トリクロロエタン	3mg/L	**ダイオキシン類※1**	**10pg-TEQ/L**

※1 ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法対象施設を設置する場合のみ

※2 フェノール類(法基準 5mg/L)、マンガン及びその化合物(同 10mg/L)、クロム及びその化合物(同 2mg/L)は、茨城県の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例により上乗せ規制（ただし、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 52 号に規定する特定施設を除く。）

４　特定施設に関する届出について

特定施設の設置者は、新たに特定施設を設置するとき、公共下水道に接続するとき、既存の届出内容を変更するときには、その水質や水量にかかわらず、当組合に届け出る必要があります。※下記届出一覧を参照

○特定施設に関する届出一覧

	内容	届出様式	期限
1	公共下水道を使用している者で、特定施設を新たに設置するとき	特定施設設置届出書	工事着手 60 日前まで
2	公共下水道を使用している者で、施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設使用届出書	特定施設になった日から 30 日以内
3	公共用水域に排水していた特定事業場が新たに公共下水道に接続するとき	特定施設使用届出書	公共下水道を使用することとなった日から 30 日以内
4	設置届や使用届の構造等の内容を変更するとき	特定施設の構造等変更届出書	工事着手 60 日前まで
5	特定施設の届出者の氏名等の内容を変更したとき	氏名変更等届出書	変更のあった日から 30 日以内
6	特定施設の使用を廃止したとき	特定施設使用廃止届出書	廃止した日から 30 日以内
7	事業場の譲渡等による特定施設の承継したとき	承継届出書	承継した日から 30 日以内
8	特定施設の設置工事を早期に着手したいとき	期間短縮願書	－

○必要書類

（１）前記「特定施設に関する届出一覧」１～４に該当する場合
①前記届出様式
②特定施設の構造
③特定施設の使用の方法
④特定施設から排出される汚水の処理の方法
⑤公共下水道に排除される下水の量及び水質
⑥用水及び排水の系統
※上記書類をそれぞれ３部提出。②～⑥の書類は別紙で添付すること。

（２）前記「特定施設に関する届出一覧」５～８に該当する場合
前記届出様式のみを１部提出

○届出から工事着手までの流れ（前記「特定施設に関する届出一覧」の１又は４の場合）

届出書の提出
↓
形式審査　届出に必要な書類が揃っているか等の基本的な事項の確認し、受理書の発行
↓
↓
内容審査　特定施設の種類、構造、使用方法等について細かく審査
↓　※届出内容が不適正な場合には変更又は廃止命令
↓
工事　受理日から 60 日を経過後に着工

※法第 12 条の 6 の規定により、届出を受理してから 60 日間は工事を着工することができませんので、着工予定日の 60 日前までに当組合に届け出てください。

○早期に工事を着手したい場合（前記「特定施設に関する届出一覧」８）

届出の受理後60日間の実施制限期間を待たずに工事を着工したい場合は、「期間短縮願書」を提出してください。届出内容が相当であると認められ、審査に時間を要しないもの（事業場の規模が小さい、以前より協議を行っているもの等）は、実施制限期間の短縮を受けることができます。

５　除害施設の設置について

特定事業場にかかわらず、全ての排水設備使用者は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を流してはいけません。特に、工場や事業場では、その業種によって排水中に有害物質や油等が含まれるおそれがあります。そのような場合には、必ず除害施設（油水分離槽、沈殿槽、中和設備、反応槽等の汚水処理施設）を設けるなど必要な措置をとらなければなりません。

○除害施設の例としては、次のようなものがあります。

除害施設の種類	処理物質とその処理方法	主な業種
グリーストラップ	油脂類を水と分離して収集	飲食店、食品製造業等
オイルトラップ	ガソリン・油類を水と分離して収集	ガソリンスタンド、洗車場等
ヘア阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで収集	美容院、理髪店等
プラスタ阻集器	石膏・貴金属など不溶性物質を沈殿させ収集	歯科医院、外科医院等
pH 調整槽・中和槽	酸・アルカリを添加して pH を調整	研究施設等

６　特定事業場の義務について

（１）特定事業場の維持管理義務

特定施設を含む配管、排水施設その他の排水設備は、特定事業場に限らず、所有者が定期的かつ継続的に清掃、点検、修繕等の適切な維持管理及びを行う必要があります（法第 10 条第 2 項）。

また、特定施設に関する事項（事業場の状況、除害施設、その排除する下水の水質等）について、当組合が報告を求めたときは、報告する義務があります（法第 39 条の 2）。

〇水質測定の義務

特定施設の設置者は、特定事業場から排出される下水の水質を定期的に測定し、その結果を５年間保存しておかなければなりません（法第 12 条の 12 及び法施行規則第 15 条）。

なお、水質の測定に用いる試料は、水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければなりません。

測定項目	測定頻度
pH 及び温度	１日に１回以上
生物化学的酸素要求量（BOD）	14 日に１回以上
ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法対象施設のみ）	１年に１回以上
その他の項目 （法令等で水質制限される項目で、当該事業場から排出されるもの）	７日に１回以上

（２）立入検査に応じる義務

特定施設を設置する特定事業場は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある水質の下水が排出されることも予測されるため、定期的又はその疑いがある場合に、当組合による立入検査（法第 13 条）を実施することがあり、特定施設設置者は、当該検査に応じる義務があります。

立入検査の結果、適切に維持管理がされていない場合、水質制限を超える下水を排除するおそれがある認める場合には、当組合から改善命令が出されます（法第 37 条の 2）。改善後、再度立入検査を実施します。また、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合には、公共下水道への下水の排除の停止を命じることもあります（同条）。

（３）事故報告の義務

特定事業場内の事故等により、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水を公共下水道へ流してしまった場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を当組合に届け出なければなりません（法第 12 条の 9 第 1 項）。

また、特定事業場が応急措置を講じていない場合には、当組合は必要な応急措置を講ずることを命令することができます（法第 12 条の 9 第 2 項）。

有害物質の公共下水道流入事故は、下水処理場や下水道を使用する住民に悪影響を与えるだけでなく、公共用水域の汚染にも繋がるため、多くの人々や生き物に悪影響を与え、環境問題に発展する可能性もあります。そのため、事故等が起きた場合には、適切な対応をお願いします。

○事故発生直後に実施すべきこと

・引き続いて有害物質を含む下水を流さないための応急措置を講じる。
（一時的な操業停止等）
・当組合へ事故状況及び応急措置の概要を報告する。
（事故直後は電話による報告で可）

○応急措置後に実施すべきこと

・本格的な流入事故対策に向けた改善措置計画を作成する。
・当組合へ正式に事故状況及び応急措置の概要をまとめた報告書を提出する。
・水質検査を実施し、当組合へ水質の状況を報告する。

○事故時の措置を要する物質又は油（令第 9 条の 8）

・水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げるカドミウム等 28 種類の物質

カドミウム及びその化合物	テトラクロロエチレン	チウラム
シアン化合物	ジクロロメタン	シマジン
有機燐化合物	四塩化炭素	チオベンカルブ
鉛及びその化合物	1、2-ジクロロエタン	ベンゼン
六価クロム化合物	1、1-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物
砒素及びその化合物	1、2-ジクロロエチレン	ほう素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀化合物	1、1、1-トリクロロエタン	フッ素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1、1、2-トリクロロエタン	1、4-ジオキサン
トリクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	塩化ビニルモノマー
アンモニア性窒素等		

・ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類

ダイオキシン類

・水質汚濁防止法施行令第 3 条の 4 各号に掲げる原油等 7 種類の油

原油	重油	潤滑油
軽油	灯油	揮発油
動植物油		

7　罰則

〇特定施設に関する主な罰則

罰則を受ける内容	罰則	規定条文
悪質下水を流す等して公共下水道施設を損壊し、その機能に障害を与えた者	5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	法第44 条第1 項
許可なく公共下水道施設を操作・工事等して下水の流下を妨害した者	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	法第44 条第2 項
特定施設の計画変更（改善）命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	法第 45 条
特定施設から制限されている水質の下水を流した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	法第46 条第1 項
特定施設から制限されている水質の下水を流した者（過失による場合）	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金	法第46 条第2 項
特定施設の届出をしなかった者、又は虚偽記載をした者（設置又は構造変更の無届出）	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金	法第 47 条の 2
特定施設の届出をしなかった者、又は虚偽記載をした者（氏名変更又は継承の無届出）	10 万円以下の過料	法第 51 条

8　特定施設一覧

（1）水質汚濁防止法施行令別表第１に定める施設

施設番号	特定施設の対象業種、施設名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
１の２	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)

	ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設

	ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設

	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造

	施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設

45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設

	ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第1条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設のうち、入浴施設で温泉法第２条第１項に規定する温泉を利用する施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の3	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置される厨房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しな

	い飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ 厨房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理

	対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

（２）ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に定める施設

施設番号	特定施設の対象業種、施設名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　硫酸濃縮施設 ロ　シクロヘキサン分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　乾燥施設 ハ　廃ガス洗浄施設
10	2、3-ジクロロ-1、4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　廃ガス洗浄施設
11	8、18-ジクロロ-5、15-ジエチル-5、15-ジヒドロジインドロ[3、2-b：3′、2′-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ　熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　精製施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　精製施設 ハ　廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの

	及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　プラズマ反応施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

9　届出様式

（１）特定施設設置届出書

（２）特定施設使用届出書

（３）特定施設の構造等変更届出書

※添付書類については（10）別紙 1～10 参照

（４）氏名変更等届出書

（５）特定施設使用廃止届出書

（６）承継届出書

（７）期間短縮願書（設置）

（８）期間短縮願書（構造等変更）

（９）取下げ状

（10）別紙 1～10（設置届出書、使用届出書、構造等変更に添付）

様式第六（下水道法施行規則第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名(法人にあって
　は名称及び代表者)
　電話番号

下水道法第１２条の３第１項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　　月　　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備　　考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考
１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

様式第七（下水道法施行規則第九条関係）

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名(法人にあって
　は名称及び代表者)
　電話番号

下水道法第１２条の３第２項又は第３項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　　月　　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備　　考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考
1　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2　※印の欄には、記載しないこと。
3　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

様式第８（下水道法施行規則第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名(法人にあっては名称及び代表者)
　電話番号

下水道法第１２条の４の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　　月　　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備　　考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考
１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとすること。
４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十（下水道法施行規則第十二条関係）

氏 名 変 更 等 届 出 書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名(法人にあっては名称及び代表者)
　電話番号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第１２条の７の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前		※整 理 番 号	
	変更後		※受理年月日	年　　月　　日
変更年月日		年　　月　　日	※施 設 番 号	
変更の理由			※備　　考	

備考

１　※印の欄には、記載しないこと。

２　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十一（下水道法施行規則第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名（法人にあっては名称及び代表者）
　電話番号

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第１２条の７の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備考	
使用廃止年月日	年　月　日		
使用廃止の理由			

備考
１　※印の欄には、記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十二（下水道法施行規則第十三条関係）

承　継　届　出　書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名（法人にあっては名称及び代表者）
　電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第１２条の８第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場の名称</td><td></td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場の所在地</td><td></td><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定施設の種類</td><td></td><td>※施設番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定施設の設置場所</td><td></td><td rowspan="5">※備考</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被承継者</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継の原因</td><td></td></tr>
</table>

備考
１　※印の欄には、記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

期 間 短 縮 願 書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

住所
氏名(法人にあって
は名称及び代表者)
電話番号

下水道法第１２条の３第１項の規定により届出をした特定施設の設置については、同法第１２条の６第１項の規定により実施の制限があるところですが、同条第２項の規定により下記のとおり実施制限期間の短縮をお願いいたします。

記

１　特定施設の種類

２　特定施設の設置場所

３　着手予定年月日　　年　　月　　日

４　短　縮　期　間　　日

５　期 間 短 縮 理 由

期 間 短 縮 願 書

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

住所
氏名(法人にあって
は名称及び代表者)
電話番号

下水道法第１２条の４の規定により届出をした特定施設の構造等の変更については、同法第１２条の６第１項の規定により実施の制限があるところですが、同条第２項の規定により下記のとおり実施制限期間の短縮をお願いいたします。

記

１　特定施設の種類

２　特定施設の設置場所

３　着手予定年月日　　年　　月　　日

４　短　縮　期　間　　日

５　期 間 短 縮 理 由

取 下 げ 状

年　　月　　日

取手地方広域下水道組合
　管理者　　殿

申請者
　住所
　氏名(法人にあって
　は名称及び代表者)
　電話番号

　　年　　月　　日付け、特定施設の設置（構造等の変更）の届出をしましたが、取下げます。

（別紙１）

届 出 内 容 の 要 旨

※施設の概要（設置の経緯、使用方法等）および排水の水量及び水質について箇条書きにより記載のこと。

（別紙２）

特 定 施 設 届 出 一 覧

特定施設番号 及び名称※	工場又は事業場における分類記号番号	施設名称 （機器の型式）	基数	設置年月日	構造変更等 最終年月日

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。
注：従来届出済みの施設も含め、全ての施設を記載すること。

（別紙３）

１．特定施設の構造

イ．型式、構造、主要寸法、能力並びに主要装置の配置

特定施設番号及び名称※			
工場又は事業場における分類番号			
機器の名称			
型　　式			
構　　造	別図１（１－１）参照	別図１（１－２）参照	別図１（１－３）参照
主要寸法(W×D×H)			
能　　力			
基　　数			
配　　置	別図２（２－１）参照	別図２（２－２）参照	別図２（２－３）参照
備　　考			

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。

ロ．工事の着手、完成及び使用開始年月日

設置年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
工事完了予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

設置届出の場合は工事着手、工事完了及び使用開始予定年月日欄、使用開始届出の場合は設置年月日欄。変更届出の場合は全ての欄に記入すること。

ハ．その他特定施設の構造について参考となるべき事項

（別紙４）

２．特定施設の使用方法

イ．特定施設の設置場所

別図３参照（住所）　　番地

ロ．特定施設を含む操業の系統

別図４参照

ハ．特定施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

特定施設番号及び名称			
工場又は事業場における分類番号			
機器の名称			
使用時間間隔			
１日あたりの使用時間	時間／日	時間／日	時間／日
季節変動			

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ニ．特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む）等

特定施設番号及び名称						
工場又は事業場における分類番号						
機器の名称						
使用原材料の種類						
使用方法						
１日あたりの使用量						
有害物質	使用	不使用	使用	不使用	使用	不使用

有害物質を使用の時は「使用原材料の種類」の欄に記入し、○印を付すこと。
有害物質とは水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質とする。

（別紙５）

ホ．特定施設から排出される汚水の水質及び量

特定施設番号及び名称					
工場又は事業場における分類番号					
機器の名称					
排水量		平均	m³／日	m³／日	m³／日
		最大	m³／日	m³／日	m³／日
水質	温度		℃	℃	℃
	pH		～	～	～
	BOD	通常	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
	COD	通常	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
	SS	通常	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
	油脂類含有量	通常	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L

該当項目のみ記入。

（別紙６）

へ．その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

（別紙７）

３．汚水の処理方法

イ．汚水の処理施設の設置場所

別図５参照

ロ．汚水の処理施設に係る工事の着手、完成及び使用開始（予定）年月日

着　工	年	月	日
完　成	年	月	日
使用開始	年	月	日

ハ．汚水の処理施設の種類等

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	
種　類	
型　式	
主要寸法 (W×D×H)	
構　造	別図６参照
能　力	m^3／日
処理の方式	

能力は、１日あたりの最大処理量を記入すること。

ニ．汚水の処理の系統

別図７参照

ホ．汚水の集水および処理施設までの導水方法

別図８参照

（別紙８）

へ．汚水の処理施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	
使用時間間隔	
１日あたりの使用時間	時間／日
季節変動	

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ト．汚水の処理施設で使用する消耗資材等

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	

消耗資材名	用途名	１日あたりの使用量

消耗資材については使用物の濃度、等級、製品名などを明記すること。

（別紙９）

チ．汚水処理施設使用時における処理前及び処理後の水質及び汚水の量

処理施設の名称				
通常汚水量				
最大汚水量				
水質			処理前	処理後
	温度	通常範囲	～　℃	～　℃
		最大範囲	～　℃	～　℃
	ｐＨ	通常範囲	～	～
		最大範囲	～	～
	ＢＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＣＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＳＳ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	油脂類含有量	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ

該当項目のみ記入。

（別紙１０）

リ．汚水の処理によって生ずる残さの種類、生成量及び処理方法

処理施設の名称			
残 さ の 種 類	日あたり生成量	処理方法の概要	備考

備考欄に工場内処理、産業廃棄物業者委託等と記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付のこと。

ヌ．汚水を公共下水道に排除する方法

別図９参照

ル．その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

（別紙１１）

４．公共下水道に排除される下水の量及び水質

イ．排出口における下水の量及び水質

水質		通常	最大
排水量		m^3／日	m^3／日
水質	温度	～　℃	～　℃
	pH	～	～
	BOD	mg／L	mg／L
	COD	mg／L	mg／L
	SS	mg／L	mg／L
	油脂類含有量	mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L

該当項目のみ記入。排水量とは公共下水道に排出される水の全量をいう。

ロ．公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考になるべき事項

（別紙１２）

５．用水及び排水の系統及び用途別用水使用量

イ．用水及び排水の系統

別図１０参照

ロ．用途別用水使用量

用　　途	使　用　水	当該特定施設設置前	当該特定施設設置後
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日

（別紙１３）

参考事項

<table>
<tr><td>資　本　額</td><td>円</td><td>従　業　員　数</td><td>全　体　　人
当該工場　　人</td></tr>
<tr><td>主 要 製 品</td><td></td><td>電　話　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>用 途 地 域</td><td></td><td>操　業　時　間</td><td>時～　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付 近 見 取 図</td><td rowspan="2">ア．下記のとおり
イ．別添のとおり</td><td>敷　地　面　積</td><td>m^3</td></tr>
<tr><td>建　物　面　積</td><td>m^3</td></tr>
<tr><td>担 当 部 課 長</td><td></td><td>担　当　者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">緊急時等の下水道事務所への連絡体制</td></tr>
<tr><td colspan="4">付近見取図</td></tr>
</table>

別図１（必要に応じて１－１以降枝番を付す）

特定施設の構造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付のこと。

別図２（必要に応じて２－１以降枝番を付す）

特定施設等の配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機器又は主要装置の配置を記載すること。

別図３（必要に応じて３－１以降枝番を付す）

特定施設の設置場所

事業所の周辺図に事業所の位置を着色、付近の道路及び建物等を記入する。
事業所の全体配置図に当該設備の設置場所を着色記入する。

別図４（必要に応じて４－１以降枝番を付す）

特定施設を含む操業の系統

当該特定施設を含む製造等のフローに当該届出分を着色記入のこと。用水系を青線で、排水系を赤線で記入のこと。

別図５（必要に応じて５－１以降枝番を付す）

汚水処理施設の設置場所

事業所全体配置図に、当該施設の設置場所を着色記入する。

別図６（必要に応じて６－１以降枝番を付す）

汚水処理施設の構造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付する。

別図７（必要に応じて７－１以降枝番を付す）

汚水の処理の系統

事業所全体の処理フローに、当該届出分を着色記入のこと。用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出を矢印で記入すること。

別図８（必要に応じて８－１以降枝番を付す）

汚水の集水および処理施設までの導水方法

事業所全体配置図に、排水系統を赤線で記入のこと。

別図９（必要に応じて９－１以降枝番を付す）

汚水を公共下水道に排除する方法

排水口の位置、数及び排出先を含めて記入すること。

別図１０（必要に応じて１０－１以降枝番を付す）

用水及び排水の系統

用水系を青線、排水系を赤線で記すとともに、各系統の日あたり水量を示すこと。